

公民館施設使用料 減免対象範囲別の試算調べ

(単位：円)

	全ての公民館登録団体から 負担を求めた場合の試算額	第3期公運審の 審議結果に基づく試算額	第5期公運審の 審議結果に基づく試算額	小金井市受益者負担基準 に基づく試算額※3
	公民館登録団体（10割負担） + 社会教育関係団体（10割負担）	公民館登録団体（10割負担）※2 + 社会教育関係団体（7割負担）	公民館登録団体（無料） + 社会教育関係団体（無料）	公民館登録団体（5割負担） + 社会教育関係団体（5割負担）
令和元年度	15,977,600	15,879,800	0	7,988,800
令和2年度	11,038,000	10,970,230	0	5,519,000
令和3年度	14,081,700	13,983,600	0	7,040,850

※未登録団体による未利用時間帯の1件利用は除いた試算とする。

※2：第5期答申では、市民共同事業団体で市の補助を受けている団体が公民館で行う事業は無料と記載されているが、利用実績から当該団体を抜き出すことが困難なため、社会教育関係団体を除き、全額負担として試算する。

※3：小金井市受益者負担基準では、公民館は「必需的サービス、市場的サービス」に位置付けられており、受益者負担率は50%とされているが、最終的な価格は、市民生活への影響、採算性、他市との均衡などを考慮し、決定するものとされている。本表では、原則どおり、負担率50%として試算する。